

書記者の位相

——『出雲国風土記』と「出雲国大税賑給歴名帳」の 共通した用字——

鈴木 喬

つとして考えられる。

ではなぜ、使われる万葉仮名が異なれば地域や書記者が異なるといふ効果をもたらすのであろうか。この根本的な問題を議論されずに、これまで自明のものとして用字上の差異を利用した研究が進められてきたのではないだろうか。

本稿では、異なる二つの資料における用字と書記者の問題について言及する。写本を介さない資料である「出雲国大税賑給歴名帳」を対象として、『出雲国風土記』の用字と比較考察するものである。

結論を先に述べると以下のとおりである。『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』においては、他の資料ではみられない特徴的な用字が共通していることが確認できる。これは地域によって同じ用字を用いていることがいえ、書記者は共通した用字圏、位相に所属していることのあらわれといえる。すなわち、地域ごとに文字や

従来『万葉集』において用いられる文字遣いに差異が認められれば、それを用いる歌人や書記者が異なると指摘され、また防人歌の用字は、国ごとに特徴が異なり、そのため『万葉集』に記載されている防人歌は、歌の場で筆録されたそのままの姿を保持していると指摘されてきた。しかし、テキストとしての『万葉集』を考えた場合、テキストとして成立する以前の姿を、そのままの形で保持している保証はなく、用字上の差異は、テキスト内部によって創り出されたものとして考えるのが穏当といえる。そのため現在テキストとして形をなしているものを享受する場合、防人歌にみえる国ごとの差異は、国ごとのまとまりを明確にする表現装置としての機能の一

書記の学習、運用において特徴があり、その結果が二つの文字資料に顕在したものと考えることができる。それによって『万葉集』のような同一テキスト内において、国と国との差異を用字レベルにて表現することを可能としていると考えられる。表現装置として機能するための前提となる書記の実態があつたのである。

二、

『万葉集』における防人歌は、一字一音式の万葉仮名で歌句が記されている。その用いられる万葉仮名は、国ごとで明確な差異が認められている。

遠江国…「己」ゴ乙、「宗」ソ甲、「曳」ヤ行エ、「晝」エ(各一

例)

相模国…「武」ム(二例)、「射」ザ、「田」デ、「那」ナ、「日」

ヒ甲(各一例)

駿河国…「巳」イ(七例)、「河」ガ、「價」ケ甲、「故」コ甲、

「天」テ、「寶」ホ、「衰」ヲ(各一例)

上総国…「紀」キ乙、「義」ギ乙、「遅」チ、「氏」テ、「非」ビ

乙(各一例)

常陸国…「何」ガ、「散」サ、「思」シ、「知」チ(各一例)

下野国…「可」ガ(二例)

下総国…「他」タ五例、「積」キ甲・ギ甲(十一例)、「作」サ(三

例)、「有」ウ、「迦」カ、「祖」ソ甲、「浪」ラ(各二例)

信濃国…「賀」カ(二例)、「怒」ノ甲、「負」フ、「茂」モ(各

一例)

上野国…「治」チ、「濃」ノ甲(各一例)

武蔵国…「胡」ゴ甲、「末」マ、「要」ヤ行エ(各一例)

これらの特徴は伊藤博「防人歌群」『萬葉』百十九号、一九八四年)が指摘するように

各国防人歌の左注前半が部領使たちの記述をそのまま用いることは、その歌の配列も作者の表記も、そして歌の用字も、すべて部領使たちが進った、もとの資料を尊重したことを物語る。

「原資料」がそのままの形で、『万葉集』内部に保持、存在しているという推論を可能にさせてきた。また近年においても屋名池誠「奈良時代東国方言の音韻体系と防人歌の筆録者」(『古典語研究の焦点』武蔵野書院、二〇一〇年)がその特徴的な万葉仮名に対し、詳細な考察を加え

防人歌の筆録者としては、防人中の識字者（主帳丁）などは、そうした立場にあった者かもしれない）や官人でも郡司など、現地生え抜きの者ではなく、都から派遣されていた国司関係者、特に防人部領使として関わった者たちが考えられよう。

国ごとに特徴的な用字が見られるように、各国の防人歌は別人によってそれぞれ別個に筆録されたことは明らかである。にもかかわらず、各国の音声レベルの表記は本研究のような分析に堪える程度にみな水準が高く、また、国を超えた共通の性質が注出できる程度の精度をそろって有している。音声の表記の困難さを考えれば、これは偶然とは考えられない。事前に「聞いた通りに記せ」という明示的な指示が統一的に与えられていたと考えるのが自然だろう。

「国司関係者、特に防人部領使として関わった者たち」といった具体的な書記者の実像に言及されている。また下総国の防人歌の特徴的なキ甲類の万葉仮名「枳」字が「正倉院文書」の養老五年下総国戸籍の人名にみられる用字の特徴と同じであることから、犬飼隆（『木簡による日本語書史』笠間書院、二〇〇五年（増訂版）、二〇一一）は、

諸国の防人歌が『万葉集』に採録された経緯と書き手について議論があるが、通説に従って、まずそれぞれの国の部領使側が筆録し、採録にあたって都人による書き改めが施された過程を考えるのが穏当であろう。（略）また「去々里（心）」（四三九〇番歌）などの「里」はロ乙類にあてた古韓音による用例である。キ甲類の万葉仮名「枳」の集中使用も特徴的であるが、養老五年（七二二）度下総国戸籍の人名に「乎枳美賣」（少幡郷）などの用例があり、あまり使われない「枳」が共通してあらわれるのは偶然とは思われない。これらの万葉仮名の特徴は、防人たちに随行して歌句を書きとめた官人が下総の役所で継承されていた用字によったとすれば自然な説明になる。

下総国に所属する筆録者（下総国出身者）における書き癖のあらわれとする。

防人歌における個別的、特徴的な用字のあらわれを、屋名池が都から派遣された国司や部領使の用字のあらわれととるのに対し、犬飼は部領使が筆録した後、採録にあたり都人によって書き改められた過程を認めつつも、少なくとも下総国「枳」字はもとの資料の形を保存しており、地域において文字の学習及びその継承のあらわれとする。すなわち書記者個人のレベルではなく、用字を共通とする

地域的位相を大飼は想定しているのである。

しかし、東歌・防人歌において「思鹿」「久草」(三三三〇番歌)といった意図的・技巧的な文字用法がみられることや、「方言性」といっても、全てを体系化できないことから亀井孝や次のような浅見徹の指摘によってテキストにおける表現性の位置づけがなされきたことはいうまでもない。(浅見徹「上代の東国俚言―東歌・防人歌の解釈の方法に関する問題―」『萬葉』第四〇号、一九六一年)

東歌・防人歌中に見える、中央語と異つた語形のあるものは、収集から萬葉集編纂の過程に於いて、中央貴族の何者(一人とは限らない)かに依つて、無意識的に、或は恣意的に創り出された「観念的俚言」ではあるまいか。

浅見の主張は、防人歌の特徴的な用字を「場」の論理から切り離し、テキストレベルで議論することを可能とする有効な指摘と考えられる。また特徴的とされる「已」「枳」の万葉仮名についても、地域における実態的な用字のあらわれではないことを筆者は別の論で既に言及した。

他の遠江国「曳」、相模国「田」、駿河国「價」、「寶」、常陸国「散」「思」、武蔵国「要」の万葉仮名も、木簡及び「正倉院文書」

等の一次資料とされるものにおいて、使用例をみないものであり、地域や個人レベルを保証するものは、『万葉集』というテキストの外側には存しない。

これまで体系化できない上代特殊仮名遣の違例や転訛、国ごとに特徴的な万葉仮名を「筆録者」の議論へと結びつけ「歌の場」と「書記の場」とを実態的に論じられてきた。

『万葉集』というテキストとして成立している防人歌の姿が、下級官人の実態的な書記形態のあらわれと仮定しても、近年報告される「歌木簡」に用いられる万葉仮名とは、字母群に大きな隔たりがある。すなわち、下級官人の書記であっても防人歌に用いられる万葉仮名は、「日常ふだん」ではない、装いされた万葉仮名ととることができる。そのような場合、防人歌の書記形態を実態的に論じることがはたして可能であろうか。

用字の特徴を歌人や筆録者の特徴としてとらえることは、その人はこの文字しか使わないといった仮説を前提とする。それは眼前に「書記の場」を想定していることに他ならない。「書記の場」や用字からみる編纂事情は、万葉集研究における「歌の場」の論理と同様、歌集として何段階かで編集された『万葉集』において、復元できたとしても研究者の仮説の域をでるものではない。「書記の場」を想定するには、同じ水準での資料を比較対象とすべきであろう。

『万葉集』における防人歌の国ごとの特徴的な万葉仮名のあらわれは、テキストにおける表現の問題であると前章にて述べた。では、『万葉集』というテキスト内部において使用される万葉仮名の字母の異なりが、国が異なることと共通理解されるにいたる背景には何があるのだろうか。

地域によって使用される万葉仮名に違いがあることは、既に指摘される^{注4}ところであり、大宝二年（七〇二）度に作成された戸籍は、御野国、筑前国、豊前国、豊後国のものが「正倉院文書」に残存しており、それらの人名に用いられた万葉仮名に、明確な差異が認められている。たとえば御野国ではコ乙類の音節に「己」を用いるのに対し、筑前国・豊前国では御野国では用いられない「許」を用いる。また筑前国ではカの音節に「罫」を用いるが、他の国の戸籍ではこの「罫」の使用例をみないといった類である。

また「御野国戸籍」に比べ、他の戸籍は万葉仮名の字母や用字が統一されていることも地域の違いとして指摘できる（なお「御野国戸籍」においては、郡里によって使用される万葉仮名の字母が異なりをみせている。^{注5}）。これらのことから地域ごとの書記者の位相や用字圏というものを想起させる。

しかし、先の戸籍における用字の違いは、国ごとの相対的比較に他ならず、書記者や地域が異なれば使用される万葉仮名も異なるということの傍証とはなるものの、犬飼が指摘するところの「役所で継承されていた用字」の反映とまでは言及することができない。犬飼の指摘を実証的に考察するためには、同じ地域、年代に成立した、異なる資料を比較する必要があるだろう。

以下、「出雲国風土記」と「出雲国大税賑給歴名帳」という二つの文字資料を検討する。同じ出雲国の資料を対象とし、その用字を考察する。二つの資料は、資料が志向しようとする性格が異なるもの、書記者において同じ位相をなしていると考えられるからである。「出雲国風土記」は、古風土記のなかでも巻首の総記から巻末まで完全に存する唯一の風土記である。巻末に天平五年（七三三）二月三十日の年紀、勘造者である「秋鹿人神宅臣全太理」、責任者で国造の「意宇郡大領外正六位上勳十二等出雲臣廣嶋」の名がみえる。「勘造」は、筆録編纂する意であり、「出雲国風土記」は、巻頭総記にその「勘造」の方針が記載される。また各郡の記事の終わりに「郡司」「少領」「主政」「擬主政」と郡の官吏の名が記され、また郡における筆録に直接携わった「主帳（ふみひと）」がみえることから、「出雲国風土記」は、郡ごとで記事を記し、最終筆録編纂者の神宅臣全太理がまとめたものとされる。

『出雲国風土記』は、『万葉集』とは異なり、筆録者や編纂方針が明示されている。また各郡の記事は、郡の役人が携わり、最終責任者が国司ではない、在地の出雲国造であることから、『出雲国風土記』の文字遣いは、出雲国の在地官人の文字遣いがあらわれていると考えられる。『出雲国風土記』は、記紀万葉と同様に原本が現存しないものの、その文字遣いは、記紀万葉に比べ地方の官人の文字遣いが残っているものとして扱うことが可能といえる。

一方の「出雲国大税賑給歴名帳」は、「正倉院文書」の一つであり、出雲国で大税の賑給をうけた人々の名前を書き連ねた天平十一年（七三九）の帳簿の断簡である。出雲の国の出雲、神門の二郡にわたって郷里の記載があり、夙に石母田^注正の詳細な論考がある。石母田によると、『大日本古文書』に取められているそれは、その配列に誤りがあるとされる。また記載される郷名排列の順序は、『出雲国風土記』のそれと同じであると指摘され、

風土記の記載通りに整理しても、文書の形式と矛盾しない。かく歴名帳の郷記載の順序が風土記のそれと一致することは、『出雲国風土記』の勘造が天平五年であり賑給歴名帳はそれより六年後の天平十一年に作られたことを考えるならば、ならん怪しむべきでなく、郡衙において公式の文書を記す場合、郷名記載

の順序に一定の排列の仕方があったことはむしろ当然である。

ともに郡衙や国庁において一定の様式のもと作成されたものと推測されている。石母田の説を前提とするならば『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』の書記者は、同じ位相である可能性が極めて高いことになる。

次にしめたものは、『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』所用の万葉仮名の字母表である。なお表を作成するにあたり『出雲国風土記』は旧大系を底本とし、秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』（勉誠社）を参照、「出雲国大税賑給歴名帳」は、『大日本古文書』二巻及び『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を底本とし、『寧楽遺文』を参照とした。

万葉仮名は、地名、人名、社名等固有名詞を含めた全てのものを対象としている。なお便宜上、万葉仮名の掲出において上代特殊仮名遣は、横並びで冒頭に「・」を置くことで区別し、右が甲類左が乙類とした。濁音の別は「ゝ」でしめた。

表の「烈」「列」に関しては、疑義があるためカッコ付けとした。この万葉仮名を用いた例に「日置君目烈」（『出雲国風土記』意字郡）、『海部首目列』（『大日本古文書』②二〇六頁）、「神奴部目烈」（同②二二七頁）があり、旧大系、新全集の『風土記』の注釈はいずれも

「目烈」を「マレ」と訓み、「烈」をレの万葉仮名としている。しかし、筆者は次のような例から否定的な立場をとる。「烈」^{注7}「列」は、ともに「ツラ」の訓をもち、

目都良賣（大宝二年御野國本質郡栗栖太里戸籍 ①四〇頁）
 目津良賣（大宝二年御野國加毛郡半布里戸籍 ①六八頁）
 米豆良賣（大宝二年筑前國嶋郡川邊里戸籍 ①一〇四頁）

| | | | | | | | | | |
|-----|------|-----------|----------|--------------|-----------|--------------|----------------|---------------|-----|
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア |
| 和俊委 | 良羅 | 夜耶治 | 麻末 | 波／婆 | 奈那 | 多太／陀 | 佐 | 加賀可香／我直（義） | 阿安 |
| 本 | リ | | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ |
| 為位 | 利理裡 | | ・美弥 | ・斐非 ・比／毗備 | 尔仁 | 知智治／遲 | 志斯麻／自字 ・紀實記 | ・倭和支吉岐 ・企期 | 伊 |
| | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ |
| | 留流 | 由遊 | 牟武 | 布／夫 | 奴努農怒 | 都丑津／豆頭 | 須／受 | 久玖級／吾具 | 宇吁得 |
| エ | レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ |
| 惠衛 | 礼（烈） | | ・米 ・売 | ・閉倍 ・俤／弁 | 衿如 | 豆 | 世勢 | ・祁計 ・氣（義） | |
| ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ |
| 袁乎烏 | ・呂里 | ・与 ・用欲 | 毛文茂聞 | 保富 | ・乃能 ・努 | ・刀免 ・止等登存 | ・曾 ・蘇審 | ・古／胡 ・許去己 | 意於 |

『出雲国風土記』所用万葉仮名字母表

また右のように「メツラ」の語形をもつ人名例があることから「目烈」
 「目列」はともに「メツラ」であった可能性が極めて高い。そのため
 「烈」はツラの借訓の可能性があり、表においてカッコ書きとした。
 また『出雲国風土記』の写本において、出雲郡の郷名「漆治」が
 「漆沼」とある。しかし、『和名抄』の高山本では「漆治」とあり、
 また「出雲国大税賑給歴名帳」において「治」であるため「漆治」とした。

| | | | | | | | | | |
|---|------|----|----------|------------|----------|-------------|----------|------------|------|
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア |
| 和 | 良 | 夜 | 麻 | 波 | 奈 | 多太 | 佐 | 加賀 | 阿 |
| 本 | リ | | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ |
| | 利理 | | ・美 | ・斐 ・比／備 | 尔仁 | 知智治 | 志／自 | ・倭和支 | 伊 |
| | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ |
| | 流 | 由 | 牟武 | 布 | 奴 | 都丑津／豆 | 須 | 久級／吾具 | 宇（得） |
| エ | レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ |
| 惠 | 礼（烈） | | ・米 ・売 | ・閉 | 衿如 | 豆 | 世 | ・祁 ・氣 | |
| ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ |
| 袁 | ・呂里 | ・与 | 毛 | 保富 | ・乃 ・努 | ・刀 ・止等登存 | ・曾 ・蘇 | ・去 ・古／胡 | 意於 |

「出雲国賑給歴名帳」所用万葉仮名字母表

「得」字は、大宝二年の戸籍等の人名資料では、「トコ」の二合仮名として用いられるが、『出雲国風土記』大原郡の郷名「海潮」の地名起源に「故、得塩といふ。神亀三年、字を海潮と改む」とある。そのため「得」は「ウ」の音をあらわす訓仮名とも考えられる。仮に一音節の訓仮名として広く使用されていたと考えたと「出雲国大税賑給歴名帳」の「神門臣得尔賣」（『大日本古文書』②二二五頁）は、「ウニ」と訓むことができる。出雲郡の気多嶋の特産品である「藤甲嬴」と語形が同じになる。ただし「得」を「トコ」で使用した人名例が「出雲国大税賑給歴名帳」にあるためカッコ付けとした。

表を一瞥し、「出雲国大税賑給歴名帳」に比べ、『出雲国風土記』の方が字母のバリエーションが多いことがわかる。また「出雲国大税賑給歴名帳」の字母が、「級」以外『出雲国風土記』に包含されている。この字母の違いは、記される郡の数とともに二つの資料が志向するものの違いに起因するものと考えられる。

「出雲国大税賑給歴名帳」が人名を列挙するものであるのに対し、『出雲国風土記』は、漢籍の知識を駆使し、佳句をならべ、神話や地名由来の説話などを記す。そのため文字においても『出雲国風土記』と「出雲国大税賑給歴名帳」では、「ハレ」と「ケ」の違いがあらわれていると考えられる。『出雲国風土記』が上代特殊仮名遣や清濁注の区別に用字上対立があるのに対し、「出雲国大税賑給歴名帳」にお

いてそれがあまりみられないのもそのあらわれであろう。

また字母のバリエーションの異なりが生じた別の要因として、情報量の問題や書記者の人数の違いが想定される。「出雲国大税賑給歴名帳」が、出雲・神門の二つの郡からなるのに対し、『出雲国風土記』は、意宇・嶋根・秋鹿・楯縫・出雲・神門・飯石・仁多・大原の九郡からなる。そのため必然的に記される情報量が異なり、文字で記載される機会や総数が異なる。「出雲国風土記」には、郡ごとに「主帳（ふみひと）」が記されていることから、『出雲国風土記』は、少なくとも九人の手によることが想定される。現在残っている「出雲国大税賑給歴名帳」は、その筆跡の違いから三名以上の書記者が想定されるが、『出雲国風土記』は、九つの郡の役人に加え、勘造者である神宅臣全太理の手が加わったことが想定される。そのため万葉仮名の字母に異なりがあらわれたことが考えられるのである。

さて二つの出雲国資料に共通し、他の同時代の文字資料にはみられない字母がある。それが「丑」と「如」である。

阿如社 『出雲国風土記』神門郡

波如里 『出雲国大税賑給歴名帳』②二〇三頁

「如」はその漢字音は日母魚韻であり、同韻の漢字には才段乙類の

万葉仮名がある。そのため諸注釈が解するようなネの音節にあてられたものかは明らかではない。しかし、万葉仮名としての使用例であることは明確である。この字を万葉仮名として用いた例は同時代の資料には例がなく、『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』に共通した特徴的な字母といえる。

また徹母有韻の漢字音である「丑」字は出雲の両資料において、

志丑治 『出雲国風土記』出雲郡（漆治）

麻丑良 『出雲国大税賑給歴名帳』②二二二頁

丑牟自賣 『出雲国大税賑給歴名帳』②二二二頁

があり、この万葉仮名「丑」の例も他に例をみない。「志丑治」は地名「漆治」の語形をあらわし、「丑牟自賣」は、「都牟自賣」（御野国加毛郡半布里戸籍①六〇頁）等と同じ語形「ツムジ」であると考えられることから、「丑」は「ツ」の万葉仮名として使用されたことがわかる。

「如」「丑」字の万葉仮名の使用は、出土文字資料を含め『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』以外に、今のところその用例を確認できていないことや、先の「目烈」や地名やウジ名の書記形態（「漆治」「印支」）に同じ書記形態の例がみられることから、二

つの資料が出雲国並びに「出雲郡」「神門郡」に共通して用いられる文字であることが想定できる。

つまり、地域ごとに特徴的な文字遣いがあると指摘できるのである。『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』は、同じ位相の書記者によって記されたものと推測することができる。

四、

『出雲国風土記』と『出雲国大税賑給歴名帳』における用字の共通性を万葉仮名の字母を通して言及し、それが書記者の位相に起因することを述べた。

地名やウジ名は、他の語に比べ書記形態が固定化されやすい。これは国単位、郡単位での文書行政において、地名やウジ名が頻繁に記されていたであろうことは、飛鳥・藤原宮跡平城宮跡から出土する地方から貢進された木簡に地名や人名が記されていることから想像できる。それら頻度の高い地名やウジ名は、固定化された書記形態として各地域で共有（コード化）されていたものと推測することができる。

また各国や郡単位で文書行政を行うためには、下級官人の学習が必要となる。そのため少なくとも郡単位で文字の学習が行われ、学

習によって習得したものを運用するはずである。『出雲国風土記』と「出雲国大税賑給歴名帳」における用字の共通性は、その結果が顕在化したものと推測できる。これは、出雲国の事象だけではなく、他の国においても同様であったことが容易に想像できる。

それら各地域において、特徴的な文字遣いがあるという実態によって、同一テキスト内においても国と国との差異を用字レベルでにて表現することを可能としていると考えられる。実態的なあらわれを背景に、テキスト内部でも表現装置として機能するのである。

今後、出土文字資料等を地域ごとに整理することによって、各地域での文字遣いの特徴が指摘できるようになるであろう。またその指摘によって国、郡単位での学習や役人がそれを如何に運用していたかの実態が明確になるものと考えられる。

注

- 1、亀井孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」『文学』十卷九号、一九五〇年。
- 2、拙稿「防人歌の用字―装置としての文字―」『あいち国文』第六号、二〇一二年。
- 3、他に迫野虔徳『文献方言史研究』清文堂、一九九八年、「上代東国方言の形態変化と東歌の筆録者」『藝文研究』一〇〇号二〇

一一年等。

- 4、春日政治「仮名発達史序説」『岩波講座 日本文学5』岩波書店、一九三三年、築島裕『日本語の世界5 仮名』中央公論社、一九八一年等が指摘している。

- 5、拙稿「あさなき木簡」における「也」字『美夫君志』第八二号、二〇一一年。

- 6、石母田正「天平十一年出雲国大税賑給歴名帳について」『歴史学研究』五五、五七、六〇号、一九三八年（『石母田正著作集』第一巻、所収）。

- 7、犬飼隆『木簡による日本語書記史』笠間書院、二〇〇五年（増訂版、二〇一一年）。

- 8、戸籍・計帳の人名資料において上代特殊仮名遣の対立は、明確にされていない。このことについて、筆者は二〇一二年度萬葉学会（島根県立大学）にて「上代特殊仮名遣とその異例」の題で口頭発表した。そのため別考の用意がある。

- 9、なお「麻丑良」は、「マトラ」（「真刀良」）下総國葛飾郡大嶋郷甲和里戸籍①（二八六等）とも考えられ、ウとオ甲類とが交替した形と考えられる。

- 10、筆者は現在、七・八世紀の人名資料を整理している過程にあり、語形を付したデータベースを作成している。